

熊本県子どもの権利擁護推進事業業務委託 審査基準

◎審査項目配点

【配点10点】 10点 優れている 8点 やや優れている 6点 普通 4点 やや劣っている 2点 劣っている

【配点5点】 5点 優れている 4点 やや優れている 3点 普通 2点 やや劣っている 1点 劣っている

◎加算項目配点

【配点5点】 1項目該当 → 1点、2項目該当 → 3点、3項目以上該当 → 5点

◎採点方法:委員一人あたり 10点×9項目 + 5点×2項目 = 100点(満点)

◎採用基準点数:平均点(委員全員の合計点÷委員の人数)が最も高い者を受託候補者として選定し、50点未満の場合は不合格とする。

委員名

		選考基準項目(評価のポイント)	配点	採点
審査項目	実施方針			
	1	○児童福祉施策、子どもの権利擁護に係る制度や現状等に関する理解ができており、本事業の趣旨を正確に理解した提案内容となっているか。	10	
	業務処理体制			
	2	○子どもの権利擁護に関する専門的な知識、経験及びノウハウ等を有しているか。 ・これまでの子どもの権利擁護に関する実績を有している。 ・支援実績がある場合、具体的な対応方法や蓄積された知識が記載されている。	10	
	3	○本業務を安定的に運営する人員、体制が整っているか。 ・既に配置予定職員を確保している。 ・これから職員を確保する場合は、その方策や見込みが、実現可能なものになっている。 ・配置する職員は、有資格者、児童福祉事業の実務経験年数を有する等豊富な経験を有している。	10	
	4	○適切な個人情報の管理が確保されているか。 ・意見聴取の際、相談スペースが個室であるなど、相談内容が他の子どもや職員に聞こえない・見えない工夫がされている。 ・意見聴取記録等の管理など、個人情報の保護について、具体的な運用や対応が定められている。	10	
	5	○児童相談所、児童福祉施設、その他関係機関との連携及び支援体制が整っているか。	10	
	事業内容			
	6	○子どもの意見表明支援の実施に必要な知識や技術をもった意見表明支援員を確保しているか。	10	
		○子どもの意見表明支援の実施に関して、活動方法が適切で効果的な内容か。 ・窓口設置やアウトリーチにより子どもが意見を述べる機会が確保されている。 ・意見表明支援活動を効果的かつ円滑に実施するための工夫が記載されている。 ・意見表明支援員の派遣方法(訪問人数や手段等)は適当なものになっている。	10	
7	○意見表明支援員が定期的にスーパーバイザーから意見表明支援に係る対応について指導や評価等を受ける体制が整っているか。	10		
8	○事業内容の実行スケジュールは妥当なものとなっているか。	10		
その他				
9	○所要額について、適切な内容か。 ・予算の範囲内で、経費の内訳が明確であり、本事業を実施するため妥当なものとなっている。 ・コスト削減に向けた工夫が図られているか。	5		
加算項目	10	○持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例第3条第3項及び同条第4項に基づく取組を実施しているか。 ①熊本県プライト企業の認定を受けていること。 ②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があること。 ③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(今年度又は前年度)があること。 ④熊本県SDGs登録制度に登録していること。	5	
合 計			100	